

第5回 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

平成16年12月13日  
午後5時30分開議  
三珠町歌舞伎文化公園  
ふるさと会館 多目的ホール

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 議事

(1) 報告事項

報告第19号 協議会委員の変更について

(2) 協議事項

協議第10号 合併期日について(再協議)

「新町名称候補選定小委員会関係」

協議第19号 新町の名称について(継続協議)

「総務企画小委員会関係」

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

「民生教育小委員会関係」

協議第54号 環境衛生事業の取扱いについて

協議第55号 介護保険の取扱いについて

協議第56号 障害者福祉の取扱いについて

協議第57号 高齢者福祉の取扱いについて

協議第58号 保育事業の取扱いについて

協議第59号 保健事業の取扱いについて

協議第60号 病院・診療所の取扱いについて

協議第61号 平成16年度合併協議会会計補正予算(第1号)(案)について

第 4 その他

第 5 閉会

開会 午前 9時28分

司会（原川事務局長）

皆さん、こんばんは。

時節柄、大変お忙しい中、また1日の仕事でお疲れのところを、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただ今から第5回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を始めさせていただきます。

始めに開会の言葉を、副会長であります市川大門町の久保町長から申し上げます。

久保市川大門町長

皆様こんばんは。

5時半という時間からの開会でございますが、ご苦勞さまでございます。

今年も余すところ、わずかになりました。振り返ってみますと、4月7日に任意合併協議会の委員の委嘱をいただきまして、7月1日に法定合併協議会を設置しまして、これまで約6カ月間、協議をしてきたわけでございますが、ここまでよくこぎ着けてきたなという思いであります。これも、ひとえに事務局の取り組みと、それから委員の皆様、それから県のご支援をいただきながら、本当に精力的にここまで取り組んできた結果ではないかというふうに、本当に感謝をするところでございます。

3町の町民の皆様の深い信頼関係と、それから熱い思いというか、3町でどうしても合併するんだという熱い思いが、ここまできた大きな原動力、推進力になっているのではないかというふうに思います。

今日も報告事項1件、協議事項10件ございます。どうか、長い時間になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、始めのあいさつといたします。

本当にご苦勞さまでございます。

司会（原川事務局長）

続きまして、会長であります、三珠町の水上町長から、ごあいさつを申し上げます。

水上三珠町長

皆さん、こんばんは。

今年は暖冬傾向とはいいますが、さすがに夕方になりますと寒くなりました。大変、年末を控え、お忙しいところを全員の委員の皆さんに、ご出席をいただきまして、第5回合併協議会が開催できます。まずは御礼申し上げます。

このホールを朝から暖房を入れてお待ちしていたという話ですが、このホールの舞台が、なにぶん天井が高く、客席より舞台のほうが広いという仕組みになっておりまして、少し余計な話になりますが、團十郎さんが見て、この舞台ではとても歌舞伎はできませんということで、相当の金額を出して舞台を造ったものですから、そちらへ全部、熱がいつてしまうらしいのです。寒くて申し訳ございませんが、その分、精力的に審議して、スムーズに今日の協議会が無事、平穩に終わることを切にお願いしているわけでございます。

いよいよ本当の山場、この山を越えると、そこに広い平坦な頂上があって、そして将来が展望できる、見通しのいい場所だろうと思います。そういうことで、ご協力をお願い申し上げます、あいさつといたします。よろしくお願いたします。

司会（原川事務局長）

続きまして、ご来賓の方々をご紹介させていただきます。

山梨県峡南地域振興局企画振興部長 小泉実様、山梨県総務部市町村課課長補佐 佐野芳彦様、同じく市町村課主事 小林咲子様、峡南地域振興局企画振興部副主査 佐野満様、以上でございます。

それでは早速、会議に入りますが、委員の皆様におかれましては、会議録作成上、質疑・意見等の発言にあたりましては、誠に恐縮ではございますが、挙手をしていただき、町名および氏名を申されてから、ご発言をお願いいたします。

それから本日の協議会には、全員の出席をいただいておりますので、規約第10条に基づきまして、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長につきましては、規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、水上会長をお願いいたします。

水上会長、よろしくをお願いいたします。

議長（水上三珠町長）

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

先ほどのごあいさつでも申し上げました、大変の問題でございます。私も若干、不安を感じておりますが、ぜひ皆様のご協力ですムーズに協議できますよう、お願い申し上げまして、座長に着かせていただきます。

それでは次第により、進めさせていただきます。

次第3の議事に入ります。

まず始めに、(1)報告事項であります。

報告第19号 協議会委員の変更についてを議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（原川事務局長）

事務局の原川と申します。

よろしくをお願いいたします。

それでは、報告第19号 協議会委員の変更について、説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

三珠町議会におきましては、去る11月11日、臨時議会が開会されまして、議長の交代がありました。新たに有泉嗣男委員が議長に、前議長の八木勝委員が町村合併特別委員会委員長に、それぞれ就任されたところであります。

これによりまして、有泉嗣男委員が3号委員に、八木勝委員が4号委員に変更となりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

説明が終わりました。

この件につきまして、どなたか質疑・ご意見ございますか。

(なし)

ないようございますから、質疑を終わります。

続いて、次第2の協議第10号 合併の期日についてを議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長沢局員）

事務局の長沢です。

よろしくお願ひいたします。

資料の2ページ、3ページ、4ページが合併についての資料となっております。

それでは、ご説明をさせていただきます。

合併の期日については、平成16年6月3日の第2回任意合併協議会に提案し、調整方針として合併の時期は平成17年、秋9月から11月までを目標とする。なお、合併の期日については、改めて協議するとの確認をされております。

事務事業の調整も大詰めを迎え、また合併協定書の調印式も2カ月余りと迫っております。このような状況の中で、合併の期日も協議しなければならない時期を迎えたため、改めて合併の時期を提案するものであります。

合併後、記念日として覚えやすいこと、電算システムの切り替えなど、業務への影響も少ないことから、合併の期日については平成17年10月1日とすることの調整案を提案いたします。

協議をよろしくお願ひいたします。

議長（水上三珠町長）

説明が終わりました。

協議第10号 合併の期日について、質疑・ご意見ございますか。

（なし）

異議がないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第10号については、原案のとおり承認することに、異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第10号は原案のとおり承認されました。

続いて、継続協議となっております、協議第19号 新町の名称について、新町名称候補選定小委員会委員長より報告をお願ひいたします。

新町名称候補選定小委員会委員長（遠藤幸利委員長）

それでは、新町名称候補選定小委員会の報告をいたします。

去る12月7日に開催いたしました小委員会において、意見の集約がなされた事項について報告します。

新町名称につきましては、11月20日から12月3日までの2週間、3町の小学生以上の方を対象に募集いたしました。結果につきましては、後ほど事務局から説明いたしますけれども、総数で2,706票の応募があり、そのうち有効投票数は2,625通、876種類の名称が寄せられました。

それに基づきまして、12月7日に第3回小委員会を開催して、876種類の中から資料の2ページにありますように、委員1人2票の投票により、8つの名称を選出いたしました。

「市川町」「市川みさと町」「市川三郷町」、これは平仮名と漢字の違いでございます。それから、「甲斐市川町」「峡南新町」「西八代町」「みさと町」「三郷町」、これは平仮名と漢字の差でございます。この8点を候補として選定いたしました。

当小委員会は、この名称候補の絞り込みが使命でありますので、今回をもって、この役割を終えることとなります。委員の皆様にはご協力を感謝申し上げます。

以上、ご報告とあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（水上三珠町長）

事務局で補足がありましたら、説明をお願いします。

事務局（有泉局員）

事務局の有泉と申します。

よろしくお願いします。

それでは、新町名称候補選定小委員会の資料の詳細につきまして、説明させていただきます。

先ほど、委員長から報告がございましたとおり、11月20日から12月3日までの2週間をかけまして、3町の小学生以上の方、1万8,150人を対象に募集をいたしました。集計の結果につきましては、資料の3ページをお開きください。

合計で2,706通の応募があり、有効投票数は2,625通、876種類の名称候補の応募がありました。対象者の15%から応募があったということになります。無効票の81票の内訳につきましては、1人2点以上を応募した方が43通、氏名・理由等、必要記載事項のないものが18通、現在の町名での応募が14通、また3町以外の方からの応募が5通などとなっております。

(2)ですが、応募別の内訳を記載してございます。各戸へ人数分の専用ハガキを配布した関係もありまして、全体の86%が専用ハガキでの応募でした。

次に役場の持参につきましても、ほとんどの方が専用ハガキを役場に持参されたという具合になっております。以下、ホームページ、FAX、官製はがきの順になっております。

(3)の地域別につきましては、町ごとの応募者の数を記載してございます。

次に4ページをお開きください。

(4)の年齢別の応募者数につきましては、表のとおり70歳から79歳の方が最も多く応募がございました。年齢的には下は6歳から、上は97歳までの方の応募がありました。

資料の2ページにお戻りください。

応募をいただきました876種類の名称候補の中から、第3回新町名称候補選定小委員会におきまして、委員1人2票による投票の結果、右の別表にあります8つの名称が選定されました。五十音順に記載してありますので、ご覧ください。

また、本日お配りした資料の中に、この候補作8点の応募者による理由の主なものを、記載してございますので、参考にご覧ください。

それから、2ページの2番といたしまして、第4回協議会において、承認をいただきました決定方法につきまして記載してございます。(1)といたしまして、小委員会で選考した10作品以内の候補について、委員1人1票の投票により、最高得票をもって新町の名称とする。(2)といたしまして、同数の場合は当該作品について決選投票を行う、(3)投票は無記名とする。(4)不在者投票および委任による投票は認めない、これが第4回の協議会において、承認いただきました決定方法でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（水上三珠町長）

報告が終わりました。

協議第19号について、質疑ございますか。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第19号 新町の名称については、第4回合併協議会において承認されておりますとおり、委員の投票により決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第19号 新町の名称は委員の投票により決定することといたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

配布漏れはありませんか。

(なし)

(投票用紙記入)

それでは、投票箱がまいりますので、順次、投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票が終わりました。

それでは、開票します。

開票の立会人を私から指名したいと思います。

三珠町 有泉勝廣委員、市川大門町 波多博委員、六郷町 樋川良水委員、3の方に立会いをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

(開票)

それでは、開票結果を事務局から報告させます。

事務局(有泉局長)

それでは、開票結果につきまして申し上げます。

市川三郷町 15票

みさと町 9票

以上です。

議長(水上三珠町長)

報告が終わりました。

開票結果は、事務局でしたとおりでございますが、ただ今の報告のとおり、新町の名称は「市川三郷町」に決定いたしました。

拍手をもってご賛同願いたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。

続いて、継続協議となっております、協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(長沢局員)

事務局の長沢です。

よろしくをお願いいたします。

市川大門町委員(河西常元委員)

報道関係者はできるだけ、ちょっと外のほうへ下がっていただいて、ちょっと協議の邪魔になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

議長（水上三珠町長）

それでは今、河西さんから動議といいますか、ご意見がありまして、合併の名前が決定したから、報道陣はここで退出していただきたいというのですが、皆さん・・・。

それでは後ろのほうで、遠くで審議の邪魔にならないように、見守っていただくということでいいですね。

では、そうしてください。

それでは続けてください。

事務局（長沢局員）

それでは、合併協議会資料の5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページが関係資料になっております。

議会議員の定数及び任期の取扱いについてを説明いたします。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、平成16年11月8日の第4回合併協議会に提案いたしました。委員より在任特例の適用と定数の22人について、一般町民の意見をもう少し聞きたいという意見が出されました。また一方で、調整案のとおりでよいという意見も出されました。

そこで、議長からこの問題については、大変、難しく意見も分かれているようですから、ここで多数決という方法を取らずに、もう1回、持ち帰って次回、協議会までの継続協議とすることを提案され、全員の賛同を得たところであります。

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを、本日の合併協議会において、再度、協議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（水上三珠町長）

説明が終わりました。

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

有泉さん。

三珠町委員（有泉勝廣委員）

三珠の有泉です。

南アルプス市の議会では、マンモス議会ということで、市民および県民の世論に堪え切れず、自主解散をされました。その後、合併した北杜市、笛吹市では特例法を適用せず、市長と同一選が行われております。

なお、これから合併する山梨市、甲州市、両市も特例法は適用されないと聞いております。特例法を適用しますと、私たち3町の議員数は44人になります。あのマンモス議会と言われた、南アルプス市の94人で人口は7万人でございました。私ども3町では1万8千人でございます。人口比にしますと、はるかに私たちの町のほうが、マンモス議会と言わざるを得ません。

私たち三珠町では11月24日、町の合併協議会を開きました。協議会の委員は、各地区の区長さん、各種団体長さん、それから婦人団体の代表者で構成されております。出席者の全員が、特例法の適用に反対でございました。

また、議員定数についても、法定上限の22人では多すぎるという意見がほとんどでございま

した。人口4万人近い山梨市、それから甲州市でさえ、議員定数は20人と聞いております。私たち3町では、これは私の意見と、それから三珠町の特別協議会の委員の意見でございますが、20人以下が適当という意見が、大多数でございました。合併そのものは、国・県の指導ばかりではなく、単独での存続は非常に難しい、財政的にも厳しいというような状況を考えるときに、小さな行政で大きなサービスを町民は望んでおります。

以上の考え方から、特例法は適用をすべきではない。また、議員定数についても20人以下が適正と考え提案いたします。

以上です。

議長（水上三珠町長）

有泉さんの意見に賛成の方ありますか。

どうぞ。

市川大門町委員（立川貴委員）

私は今日の傍聴席に、町会議員さんもたくさん見えておりますので、私、委員の1人として意見を申し述べさせていただきます。

有泉委員と共通する側面もございますが、私の考えは、まず定数問題でございますが、三珠町、市川大門町、六郷町の人口は、先ほど有泉さんがおっしゃったように、11月1日現在1万8,826人であるので、22人の定数を決めたことは、地方自治法上なんら問題はございません。しかし、合併の目的である、効率の良い財政運営を図るため、先進的に取り組んでいる市町村の例も教訓とし、参考にすべきではなかったか、私個人的に思っております。

例えば、先ほどの発言がありましたように、合併に取り組んでいる山梨市、牧丘町、三富村の人口は11月1日現在、3万9,655人で3町合わせた人口の2倍以上を擁しております。また、塩山市、勝沼町、大和村の人口は3万7,505人で、議員の法定上限数は、先ほどもお話がありましたように、両地区26人ですが、議員さんをはじめ合併協議会で真摯に協議した結果、在任期間の特例を返上して、20人の定数をもって、市長と同時に旧市町村別の小選挙区で取り組むことを決めております。

また、人口7万2,416人の南アルプス市は、法定協議の30人に対し28人の新議員が誕生しました。これは95名から出発した当初に、市民の大きい反対があつて、議員さんたちが目覚めたことではないかと思えます。

また、すでに合併しました、富士河口湖町におきましては、11月29日の議員全員協議会におきまして、協議会特別委員会を設置し、議員定数を再度、再検討することにしています。また、提案資料6ページにありますように、旧敷島町、また現在の田富町、昭和町、増穂町の平成16年度の議員数は、法定上限から4人及び6人削減した定数で、今日まで議会活動を推進してきた協議会も参考材料とする中で、財政状況の厳しい折ですので、3町においても法定上限数に固執しないで、慎重に協議することが肝要ではないかと思えます。

また、合併により議員数が削減されると、住民の声が行政に反映されないと心配するご意見もございますが、私の個人的な考えとしましては、次の3つのことを積極的に推進することにより、克服されることとなります。

1. 合併により、行政基調は一体化しましても、地域ごとの事情もありますので、三珠町、市川大門町、六郷町の区域を単位として、地域審議会を設置し、一団体の利害を代表しない、住民の幅広い構成員を持って組織化を図る中で、住民の要望とか提言などを把握し、政策立案を図っていく。

2. 審議会へ住民参加の一環としまして、町議会議長の諮問機関を設置し、住民や専門的立場の意見を聞く中で、政策形成を図っていく。

3. すでに市川大門町で実施しているように、町長が地域公民館に出向いて、町政に関する意見を聞く巡回対話集会、役場で町長と直接話し合うふれあいトーク、町政に関する意見や提言を手紙、電子メールで寄せる町政のための電子メールなどの方法を取って、積極的に取り組むことによって、住民の声は十分、私は行政に反映されることと思います。

次に、任期に関してでございますが、提案は合併後44人体制で1年間、在任する方向であります。今まで合併した市町村の中では、在任特例を使ったのは、1番短い期間であります。この点は評価をするとしましても、すでに合併した笛吹市や、合併をする山梨市、牧丘町、三富村や塩山市、勝沼町、大和村のように市長の選挙と一緒に実施することにより、選挙経費と人件費が節減され、新町の運営に歳出削減というメリットがあります。在任期間の延長により、その間の効果は失われますので、このような観点からも、先進的に取り組んでいる地域も参考に、前向きに検討すべきではなかったかと思えます。

私が、このような意見を述べた動機は、地域の方から合併に対する意見や、11月17日の50歳の町内の方が、山梨日日新聞に掲載された町民の合併に対する危機などに感銘しまして、このような意見を申すわけでございます。

さらに今年度の三珠町、市川大門町、六郷町の予算を私なりに分析してみまして、歳入面では地方交付税、臨時財政対策債などが大幅に削減をされ、歳出面では公債費負担比率、いわゆる借金の負担比率ですね、これが3町とも財政の健全化を示す指標の15%を超えている状況であります。予算の財源を補うために、町の貯金まで取り崩して、いわゆる基金を取り崩して、予算編成にあたってきた、担当セクションの苦労があったことを思います。

財政が厳しいということで、市川大門町においては、平成15年12月8日の本会議、ちょうど今ごろですか、町長をはじめ特別職の給与、議長や議員の報酬を約5%削減する条例改正に取り組んだ経過もあるではないですか。さらに国の財政も6月末に729兆2,280億円の借金財政になり、政府税制調査会は11月25日に定率減税廃止に伴う増税路線を、小泉首相に答申しております。

このように地方自治体を取り巻く行政は、厳しいものがありまして、合併すれば特例債が70%、10年間で元利を保障してくれるという安心な気持ちであります。とんでもないことになるのではないかと、私個人では思っております。

最後に、委員さんたちの多くの意見もあるかと思いますが、原案どおりでよいという方向であれば、これもやむを得ないものもありますが、私は委員の1人として、特に財政問題をいろいろ考えた場合、もっと真摯に協議して欲しかったということ、意見として述べさせていただきます。

以上であります。

議長（水上三珠町長）

特例を使うべきだというご意見の方の発表を、お願いしたいと思います。

青沼さん。

市川大門町委員（青沼茂樹委員）

市川大門町の青沼茂樹ですが、今、お二方のご意見を拝聴いたしました。分かる部分もありますけれども、例えば前回のときに私、発言したと思うのですが、新しい行政が新しい町名として、市川三郷町が誕生して、これがスタートするときに、やはりスタートの時点が1番大事ではない

かなと思うのです。ですから、このスタートのチェックをしていただく。今までの町民の考えが、協議会の委員さんの考えが、どのくらい市川三郷町に反映されていくのか、そういうもののチェックを、まずしていただきたいという役目が、議員さんにはおありではないでしょうか。それも一つの義務ではなからうかというふうに思っております。

それから、先ほどのお話の中にも、先進の新しい自治体のお話がされました。一般の人からの話が強く、途中で自主解散された、私はこのことはこのことで、大変、議員さん方の全体の英断であったと思うのでありますが、ただその英断に至るまでのコンセンサスの中に、ただ多いから少なくしよう、そういう意見だけを飲み込んで、自主解散されたのであれば、議員さん方ちょっと自分の役割を忘れていませんかと、そういうふうに申し上げたいと思うのでありますが、実際はそうではないように思っております。というのも、新しい自治体としてスタートをした。それはマンモス議会と言われたかもしれません。しかし、議員さんが、それぞれ新しい自治体の中に、今までの論議がどういうふうに反映されてきたのか、いるのか、確認をされて、「よし、これなら大丈夫だ。もう新しい定数でもいいのではないか。」そういうふうにご判断された、そういうプロセスも、だいぶおありだったんだ、私は必ずこういうふうに思っております。

したがって、とにかくしばらくの間、1年間とおっしゃっておりますから、私は特例を適用していただくのに賛成でありまして、当然、財政のお話もお二方から出されました。しかし、それはお金がかかる方法と、かからない方法では、私だってかからない方法のほうがいいと思います。それはそのとおりです。財政危機だから財政が難しいとあって、この合併論議をしているわけですから。しかし、ただここだけを最大のメリットとして方法を選定すると、その少なくすることが、将来にあたって大きなリスクとして跳ね返ってくる。そういったことこそ、むしろしっかりと見据えていかなければならないのではないのでしょうか。そんなふうに思うんです。

1年間は、それはそろばんで勘定すれば、最初から縮小してスタートするよりか、それなりの予算も必要かもしれません。ですから、私の申し上げているのは、未来永劫にこうといっているのではない、1年間とおっしゃっている。ですから、それは削るリスクと新しい自治体の内容を確認する、あるいは将来に向けて間違っていないか、そういうチェックをしっかりとできなかった場合のリスクを考えると、私は特例法を使って、しっかりと新しい行政、新しい市川三郷町をスタートさせていただきたい。確認をしていただきたい、そんなふうに思います。

以上であります。

議長（水上三珠町長）

もう1人、特例を使うべきだという方で、何かご意見ございますか。

（ な し ）

特例を使うことに反対の方、何かありますか。

しばらく休憩させてください。

休憩 午後 6時22分

再開 午後 6時28分

議長（水上三珠町長）

再開します。

樋川さん。

六郷町委員（樋川良水委員）

六郷町の樋川です。

賛成、反対において述べましたが、六郷町としては特例を使うべきだと、こういうふうには私には思いません。

スタートして、それなりの力をつけて、それが終わったときに、また次の選挙というふうなことで示すのが、いいと思いますというようなことで、いつていただきたいと思います。

議長（水上三珠町長）

ほかにご意見ございますか。

なければ反対意見も1、2あるようでございますから、時間があれば継続審議をするのも、1つの方法かと思いますが、だいが期日も近付いてきておりますので、今日は多数決で決定させていただいても、いいでしょうか。

三珠町委員（村松淑子委員）

多数決だと、なんか不平もあるし、無記名で投票して決めたらいかかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（水上三珠町長）

ただ今、村松さんから無記名投票で投票させてもらいたいというような要望がありましたが、これについて異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、無記名の投票で今日の会議で決定したいと思いますが、大変、難しい問題でございますが、その結果によりまして、ぜひご賛同いただきたいと思います。

三珠町委員（八木勝委員）

三珠の八木です。

議長、これは特例を使う方法と、あと任期のほうは別にするのですか。

議員の定数と議員の任期ですか、こっちのほうで別々にするということですね。

議長（水上三珠町長）

それでは、事務局のほうから投票とその件について説明をさせます。

事務局（原川事務局長）

投票につきましては、最初に在任特例に か×か。

次に定数について、投票していただくような形になると思います。

議長（水上三珠町長）

それでは、2回に分けて特例で1年間の延長をするという特例を使うということについて、  
×を・・・。

それでは、いろいろ混乱しておりますが、特例を使うかどうかということで、投票をお願いしたいと思います。

議長（水上三珠町長）

事務局から、もう少し丁寧に説明させます。

事務局（原川事務局長）

それでは、投票の方法でございますが、議員の任期については、合併の特例法を適用するに賛成の方は をしてください。適用はしませんという方は×をしてください。

六郷町委員（河西満治委員）

要は原案のとおり、あくまでも1年のということによろしいですね。そのへんを解釈しておかないと、まだ決定になっておりませんので。

事務局（原川事務局長）

そのとおりで、お願いいたします。

(はい。の声)

議長(水上三珠町長)

(投票中)

投票漏れはありませんか。

(なし)

開票をさせます。

では、先ほどの立会いの方、一つお願いします。

結果を報告させます。

事務局(原川事務局長)

それでは、投票の結果を報告いたします。

印が15票、×印が9票でございます。

これにつきましては、会議運営規定第5条で規定されております、出席議員の3分の2以上の賛成がございませんでした。

議長(水上三珠町長)

再投票して、もしも同じ結果だったら、どうするか。

もう一つ、第5条、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し議事を進める、こう書いておりますが。この2点を確認しておく必要があります。

では、休憩します。

休憩 午後 6時33分

再開 午後 6時39分

議長(水上三珠町長)

再開します。

休憩中に、町長同士で話し合いをいたしまして、各町に相談をかけました結果、再投票しても、同じ結果になる可能性が高いので、今のこの多数決に従ってもいいというような、町のほうが多かったようですが、そういうことで決定させていただいて、いいでしょうか。

苦しい決断といいますが、苦渋の決断ですが、そういうことでまた継続審議しても、再投票してもということになりますので、一応、15対9ということで、全員の承認をいただければ、そういうことで、印15票のほうへ全会一致で賛同をいただく、こういう格好でもっていきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、任期につきましてはの特例適用については、15対9ということで、多数決ということで、決定したいと思いますが、ご賛同の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございました。

それでは定数について、また無記名投票したいと思いますが、事務局から説明をお願いします。もう1回確認します。

今の特例の場合は、そのままということですね。

22人を減らせという意見ですが、その減らす数字が20とか18とかと、はっきりしていな

いわけですが、そのへんがあいまいになってはいけませんので、そのへんを少し整理をして、投票したいと思います。

それでは定数22でいいという人は、減らすということは、また数字はあとにして、減らすということに賛成の方が×ということで、もう1回、投票をお願いしたいと思います。

( 投票中 )

投票漏れはありませんか。

( なし )

では、先ほどの立会人の方、一つお願いします。

開票させます。

議長(水上三珠町長)

事務局で発表してください。

事務局(原川事務局長)

それでは、投票結果を発表させていただきます。

印が14票、×印が10票でございました。

以上でございます。

議長(水上三珠町長)

これも多数決で決めたいと思いますが、14票の多数を採用いたしまして、22人ということで決めさせていただきます。

拍手をもって、ご賛同をいただきたいと思います。

( 拍手 )

続いて、民生教育小委員会に付託してありました、協議第54号から協議第60号までを、一括して委員長より報告をお願いいたします。

民生教育小委員会委員長(秋山詔樹委員長)

皆さん、大変ご苦労さまでございます。

時間がたくさん経過しておりますけれども、よろしく願いいたします。

民生教育小委員会委員長の秋山でございます。

第2回民生教育小委員会の委員長報告をいたします。

去る11月15日に開催した、第2回民生教育小委員会において意見が集約されました。7項目について、調整方針(案)を報告いたします。

それでは、民生教育小委員会資料の2ページをお開きください。

協議第54号 合併協定項目第24-13 環境衛生事業の取扱いについてであります。

現在、3町のゴミ処理については、三珠町および市川大門町は中巨摩、南巨摩の9市町で構成しております、中巨摩広域事務組合で。六郷町は西八代、南巨摩の3町で構成しております、峡南衛生組合で処理しております。また、し尿処理については、三珠町および市川大門町は5市町で構成しております、三郡衛生組合で。六郷町はゴミ処理と同様に、峡南衛生組合において処理しております。

次に、3ページをお開きください。

個人設置型合併浄化槽補助制度は現在、市川大門町と六郷町で制度があり、個人が設置する合併浄化槽の設置に対して、補助金の交付を行っております。また、個別浄化槽整備制度は、市川大門町で事業実施し、町が調整および管理を行っております。

次に4ページをお開きください。

現在の3町の火葬業務については、三珠町および市川大門町は8市町で構成されています。三郡衛生組合で六郷町はゴミ処理、し尿処理と同様に峡南衛生組合において、業務を行っております。なお、小委員会の質疑の中で、合併後の一部事務組合のあり方についてと、個人設置型合併浄化槽設置費補助金の工事に対する補助割合の質問がありましたが、説明し了承されました。

2ページにお戻りください。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. ゴミ処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. し尿処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 個人設置型合併浄化槽設置費補助制度について、新町において作成する要綱、対象区域に基づき実施する。補助金額については、六郷町の例による。
4. 個別浄化槽整備推進事業については、新町において作成する要綱、対象区域に基づき実施する。
5. 火葬業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

以上が、環境衛生事業の取扱いについての方針であります。

次に7ページをお開きください。

協議第55号 合併協定項目第23 介護保険の取扱いについてであります。

介護保険料は、各町の介護保険事業計画において、サービスの必要量とか、給付実績を踏まえた中で決められております。3町の介護保険料は5段階で行っております。基準額は、三珠町が月額3,461円、市川大門町が月額3,964円、六郷町が月額2,850円となっており、市川大門町と六郷町では月額、約1,100円の差があります。保険料の減免については、災害等についての減免は、3町に差異がありませんが、第1、第2段階の低所得者に対する減免は、市川大門町のみ実施となっております。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 介護保険料については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は介護保険事業計画に基づき、保険料を算定し統一を図る。
2. 軽減措置は市川大門町の例による。

以上が、介護保険の取扱いについての方針であります。

次に11ページをお開きください。

協議第56号 合併協定項目第24-9 障害者福祉の取扱いについてであります。

現在、3町の障害者関係の手当のうち、その他の障害者手当について、三珠町には重度心身障害者年金支給事業が、市川大門町には心身障害児福祉手当支給事業と心身障害者福祉手当支給事業が、六郷町には心身障害児福祉手当の支給事業がありますが、年齢基準や手当金額に差異があります。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 国・県の制度については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2. 心身障害児福祉手当は市川大門町の例により実施する。
3. 心身障害者福祉手当は新町において、内容を精査し実施する。

以上が、障害者福祉の取扱いについての方針であります。

次に14ページをお開きください。

協議第57号 合併協定項目第24-10 高齢者福祉の取扱いについてであります。

現在、介護慰労金については、市川大門町と六郷町で制度があり支給されていますが、対象

者・支給額・支給回数に差異があります。また敬老祝金等については、3町とも同様の制度があり支給していますが、敬老祝金では本年度の県の基準が改正され、三珠町と市川大門町は県の基準により、支給することになりましたが、六郷町では従来の基準の額で支給しています。

100歳の祝金についても、支給対象の要件、祝金の額に差異があります。なお、六郷町の定住促進事業による90歳、95歳の方に支給されている、長寿祝金について委員から現在、主要な施策として位置付け、実施されているものであることから、今後の新町での方針を決定への意見が出されました。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 介護慰労金の対象者の範囲は、県の基準に合わせ、手当額は介護保険サービスの利用の状況により2段階とする。
2. 敬老祝金は、市川大門町の例により実施する。100歳祝金については、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度については、新町で調整する。

以上が、高齢者福祉の取扱いについての方針であります。

次に18ページをお開きください。

協議第58号 合併協定項目第24-12 保育事業の取扱いについてであります。

まず、保育所数であります。三珠町には公立の保育所が2カ所、市川大門町には公立の保育所が4カ所、私立保育所が1カ所、六郷町には私立保育所が2カ所あります。

次に19ページをお開きください。

保育料については、表にありますように三珠町が7段階に、市川大門町は13段階に、六郷町は10段階に分かれて、独自の徴収額を定めています。

18ページにお戻りください。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
2. 保育所は合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度より国の基準及び3町の現行の保育料を勘案して統一を図る。

以上が、保育事業の取扱いについての方針であります。

次に、22ページをお開きください。

協議第59号 合併協定項目第24-14 保健事業の取扱いについてであります。

まず、健康づくり推進事業については、3町とも名称、実施、時期が異なっておりますが、住民の健康維持および健康管理を目的として実施しております。乳幼児医療費助成事業については、県の補助事業であり、対象者・助成範囲には差がありませんが、3歳未満の乳幼児の保護者負担に差異があります。

次に、23ページをお開きください。

住民健康診査は、早期発見・早期治療で健康生活が送れるよう、3町がそれぞれの検診項目を設けて実施しております。検査項目数・対象年齢および個人負担金などに差異があります。

次に24ページをお開きください。

各種予防接種については、国の実施基準をもとに3町が取り組んでおります。この事業は町の責任において行う事業のため、高齢者インフルエンザ予防接種を除き、全額公費負担となっております。また、接種方法についても、従来の集団接種から個別接種へと移行しているのが現状です。

次に、25ページをお開きください。

共同作業所については、障害者の自立を支援し、社会復帰への一助とする施設であります。三珠町・市川大門町には町内に通所の施設があります。六郷町は、他の2町と共同で通所の施設を開設しております。

22ページにお戻りください。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 健康づくり大会については、新町において統合実施し、内容は新町において統一し調整する。
  2. 乳幼児医療助成事業の一部負担金は県の要綱に準じ、統一を図る。
  3. 健康診査・各種検診については、住民サービスの向上を基本として、新町において調整する。個人負担金については、合併年度より国の費用徴収基準及び現行の個人負担金を勘案して統一する。
  4. 各種予防接種については、予防接種法に基づき、医療機関の協力を得ながら、個別接種の方向で調整する。
  5. 共同作業所については、現行の水準を維持し、新町において一層の支援体制の強化を図る。
- 以上が、保健事業の取扱いについての方針であります。

次に、28ページをお開きください。

協議第60号 合併協定項目第24-15 病院診療所の取扱いについてであります。

病院は市川大門町に、市川大門町立病院があります。昭和48年に開設の許可を得、昭和49年11月に開業し、病床数100床、診療科目11科と人口透析、人間ドック事業、訪問リハビリテーション事業を行っております。救急および僻地医療拠点病院の指定を受けております。

次に、30ページをお開きください。

診療所は、三珠町の三珠町営国民健康保険診療所と、市川大門町の市川大門町立山保診療所があります。三珠町営国民健康保険診療所は平成8年に内科を開業し、平成9年からは整形外科を併設しました。市川大門町立山保診療所は、昭和34年に開設し、現在、月2回、町内の開業医が診療しております。

次に、31ページをお開きください。

老人保健施設は、市川大門町に介護老人保健施設「ケアセンターいちかわ」があります。平成8年に開設し、短期入所療養介護利用者を含めて入所の定員70人、通所リハビリテーションの定員12人となっております。

次に、32ページをお開きください。

手数料については、健康診断料、文書料、その他経費を要するものは、三珠町・市川大門町に差異はありませんが、健康診断料のうち、短期総合精密検査診断料は市川大門町のみです。

次に、33ページをお開きください。

利用料については、介護保険施設の法定代理受領サービスの利用料であります。

次に、34ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業は平成12年、旧西八代郡の5町村が開始時の費用を負担し、事業を開始しました。現在、市川大門町が運営を行っており、通常の事業実施地域は、西八代郡4町村となっております。

28ページにお戻りください。

以上のことにより、調整方針としましては、

1. 市川大門町立病院、三珠町営国民健康保険診療所、市川大門町立山保診療所及び市川大門

- 町立病院併設介護老人保健施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2. 病院・診療所・介護老人保健施設の手数料・利用料については、市川大門町の例による。
  3. 訪問介護ステーション事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

以上が、病院・診療所の取扱いについての方針であります。

以上で、民生教育小委員会において確認されました、協議第54号から60号の7案件の、調整方針（案）の報告を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長（水上三珠町長）

報告が終わりました。

協議項目が7項目ありますので、1項目ずつ協議してまいります。

まず、協議第54号 環境衛生事業の取扱いについて、質疑を承ります。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第54号については、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第54号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第55号 介護保険の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第55号については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第55号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第56号 障害者福祉の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第56号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第56号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第57号 高齢者福祉の取扱いについて、質疑・ご意見ございませんか。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第57号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第57号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第58号 保育事業の取扱いについて、質疑・ご意見ありますか。

(なし)

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第58号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第58号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第59号 保健事業の取扱いについて、質疑・ご意見ございませんか。

(なし)

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第59号については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第59号は原案のとおり承認されました。

次に、協議第60号 病院・診療所の取扱いについて、質疑・ご意見ございますか。

(なし)

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

協議第60号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、協議第60号は原案のとおり承認されました。

続いて、協議第61号 平成16年度合併協議会会計補正予算(第1号)(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(立川局員)

事務局の立川と申します。よろしくお願ひいたします。

10ページをお開きいただきたいと思ひます。

協議第61号 平成16年度三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会会計補正予算(第1号)の案でございます。

当協議会の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,539万3千円とするものでございます。

改めまして、協議会の資料10ページをご覧いただきたいと思ひます。詳細につきましては11ページ、事項別明細におきまして、ご説明を申し上げたいと思ひます。

1の総括でございます。歳入でございますが、2款の県支出金、補正前の額800万円、補正額1千万円、ということで1,800万円となっております。歳出でございますが、2の事業費に1千万円を追加いたしまして、4,127万3千円でございます。歳入歳出合わせまして4,539万3千円ということでございますが、その下の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

2の歳入でございますが、2款の県支出金、1項県補助金でございます。こちらにつきましては、県補助金の合併まちづくり総合事業費補助金1千万円をいただく予定でございます。

3の歳出でございます。事業推進費でございますが、8節の報償費5万3千円の追加でございますが、こちらにつきましては、需用費から5万3千円の組み替えをお願いするものでございますが、これにつきましては、新町の名称募集の懸賞にかかわるものでございます。続きまして13節の委託料でございますが、こちらにつきましては、防災無線の統合計画の策定業務、それから新町の事務所移転等の計画策定業務という形で、1千万円の計上でございます。

よろしく、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（水上三珠町長）

説明が終わりました。

協議第61号 平成16年度合併協議会会計補正予算（第1号）について、質疑・ご意見を賜ります。

（なし）

質疑を終わります。

お諮りします。

協議第61号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、協議第61号は原案のとおり承認されました。

以上で、協議事項につきまして終了いたしました。

委員の皆さんのご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長の席を下ろさせていただきます。

司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

次に、次第4のその他でございますが、委員の皆様からご意見などありましたら、ご発言をお願いいたします。

（なし）

ないようですので、事務局から連絡をさせていただきます。

次回、第6回合併協議会でございますが、年が明けまして1月11日、13時30分から市川大門町の町民会館講堂で予定しておりますので、ご連絡をさせていただきます。

それから、総務企画小委員会の委員さん方に、ご連絡させていただきます。このあと、資料等のお渡しがございますので、申し訳ございませんが、これが終わりましたら、その場にお残りください。

事務局からは以上でございます。

それでは、閉会の言葉を副会長であります、六郷町の遠藤町長をお願いいたします。

遠藤六郷町長

時間も7時を回りまして、だいぶ皆さん、お疲れのことと思いますけれども、長時間にわたりまして、ご苦労さまでございました。

今日の会議は、いずれの案件も重要ですが、特に重要な案件、それから議論の分かれる案件が多かったというふうに思っております。しかし、委員の皆さんの寛大なご理解をいただく

中で、合併の期日、それから新町の名称、さらにまた議員の任期等についても、多少の議論はありましたけれども、全会一致ということの中で、決定をいただきました。大変ありがたく思っております。これによりまして、この3町の合併も、大きな山を越えたのではないかと、そんなふうに考えております。大変、ありがたく思っております。

しかし、これからまだまだ議論をしていかなければならない問題もたくさんございますけれども、先ほど民生の委員長さんからも報告がありましたけれども、3町の町民がこの合併に対して、喜んでいただけるような、そうした施策を取り入れてこれたら、やっていただきたい。特に今日は、サービスは高いほうに、また料金は低いほうに合わせていただいたという事例もありますし、また当面は現状のままで、それぞれの施策を執り行うというふうなことで、意見の集約をしていただいております。大変、ありがたく思っております。

これから、寒さも厳しくなります。委員の皆さん、健康には十分、気をつけていただきまして、ご活躍くださいますよう、ご祈念いたしまして、簡単ですけれども、あいさつに代えます。

ご苦労さまでございました。

司会（原川事務局長）

以上で本日の日程は全部、終了いたしました。

これをもちまして、第5回協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 7時17分

第5回 三珠町・市川大門町・六郷町法定合併協議会 出席者

平成16年12月13日

【三珠町】

水上末雄  
青木達雄  
八木勝  
有泉嗣男  
石川章男  
有泉勝廣  
樋口富一  
村松淑子

【市川大門町】

久保眞一  
河西常元  
石原一元  
秋山詔樹  
一瀬絲子  
青沼茂樹  
波多博  
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利  
望月正文  
依田洋澄  
有野健司  
樋川良水  
村山敬幸  
河西満治  
渡邊アヤ子